

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	文化振興・文化財課
契約締結年月日	令和6年12月16日
契約者名	乃村工藝株式会社
契約名	山梨県立博物館近代人物紹介コーナー（仮称）設置等業務委託
契約金額 （税込み）	2,310,000円
随意契約理由	本業務は、山梨県立博物館（以下、「博物館」という。）における3つの機能、地域インデックスコーナー、ビデオブース、キッズライブラリー（以下、「地域インデックス」という。）を集約することでスペースを確保し、山梨県の発展の礎を築いた近代人物の展示・紹介を行う近代人物紹介コーナー（仮称）（以下、「近代人物コーナー」という。）を設置するための展示設計である。 今回、機能の集約を行う地域インデックスは常設展示室まで続く6mのゆとりのある高さを空間設計の軸として、3つの機能のエリア設定や什器が配置されており、各配線を地下配管及び什器内を通過させ、コード類が一切見えないなど高い意匠性と工夫が施されたものとなっている。 そのような既に完成された空間において機能を一部集約し、近代人物コーナーを設置するには、現在の空間デザインとの調和が不可欠であり、その設計の際には、当時の設計の意図を十分に汲み取った高い意匠性が求められる。 また、本業務の実施においては、既に設置された配線用配管、電気コンセントを用いる必要があるなど制限が多く、各設備の状況を限なく的確に把握している必要がある。 こうした点を考慮して設計を行うことが出来るのは、平成17年の博物館開館時に展示基本・実施設計、展示制作を行った乃村工藝（株）において他になく、同社以外の事業者が本委託業務を実施することは困難である。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、山梨県財務規則第137条第3項の特別の理由がある場合を適用して見積合わせを省略する。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号